最終更新日：2021年6月7日

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

代表取締役社長　長井　啓
問合せ先：経営企画本部 経営支援・IRグループ　TEL.: 03-5471-7810

証券コード：6324

https://www.hds.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、存在意義のある企業として、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を高めるため企業経営の健全性と透明性の向上に努めることを基本方針としております。
当社は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社に基づく機関制度を基本としております。当社の監査役会は、4名の監査役（うち3名が社外監査役）で構成されており、取締役会のみならず業務執行に係わるその他の重要な会議にも積極的に出席するなど、業務執行状況を定常的に監査できる体制が構築されていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

【原則1-4 政策保有株式】
政策保有株式については、必要最低限のものに厳選する方針のもと、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する株式について保有する方針です。議決権行使は、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上に資するか否かを判断基準として行使する方針です。
また、年1回取締役会において、上記方針に照らし、継続保有することの適否について検証を行います。なお、検証内容の開示については、その実施や開示内容等について今後検討を行います。

【補充原則4-1-3】
最高経営責任者の後継育成は重要な事項と認識し、代表取締役はその責任を負い、育成に努めております。また、社外取締役は取締役会における業務執行の監督に加え、その他の重要な会議への出席等を通じて、候補者となる人材の力量を把握・監督するとともに、代表取締役に対して育成に係る必要な助言を適宜行うことによって、後継育成に関与する体制としております。

【補充原則4-2-1】
取締役の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値向上と各事業年度の業績向上を図る職責を負うことを勘案し、固定報酬となる基本報酬と年度の業績に連動した賞与、退任時に支給する役員退職慰労金で構成されております。取締役の賞与については、各事業年度の業績（当期純利益額の4％を目処）及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、株主総会への付議内容を取締役会で決議し、その後株主総会へ付議し決議しております。役員退職慰労金は、当社の役員規定に定める基準に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給することにしております。
自社株報酬の仕組みは導入しておりませんが、今後、様々な角度から導入の是非について検討を行ってまいります。

【補充原則4-3-3】
現在当社はCEOを解任するための評価基準や手続きは定めておりません。
なお万一、当社の経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為またはその恐れがある行為を行った場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由等が生じた場合には、事前に社外取締役に対し解任の理由について説明を行い、意見を聴取する機会を経た上で、取締役会に付議することとします。

【補充原則4-10-1】
当社の独立社外取締役の員数は、取締役会構成員の過半数に達しておりませんが、当社取締役会の員数、構成員、コミュニケーションの実施状況等に照らし、任意の独立した諮問委員会を設置せずとも、既に独立社外取締役の適切な関与や助言を受けることができているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
現在の取締役会は、取締役9名全員が男性かつ日本国籍を有する者で構成されておりますが、当社業務に精通した業務執行取締役と、社外において豊富な経験・知見を有した社外取締役及び取締役とが、バランス良く選任されているものと考えております。なお、取締役候補者の決定にあたっては、知識・経験・能力の点から、十分な資質を有すると判断した人材について、国籍・性別を問わず選任する方針です。
また現在、監査役には、過去に金融機関に勤務し、財務・会計等に関する知識を有する者が1名就任しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会事務局が、取締役、監査役に対しヒアリングを実施し、取締役会議長とともに評価・検討の上、適宜改善を行っておりますが、現時点において、当該結果に係る開示は実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7 関連当事者間の取引】
関連当事者との取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、利害関係を有する取締役は当該議案に対し議決権を行使できないこととしております。また、定期的に全取締役・監査役に対し、書面にて関連当事者との取引の有無に係る確認を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型と確定拠出型の年金制度を併用しており、規約型の確定給付型年金に係る資産運用（投資先の選定、議決権行使など含む）については、当社が運用の基本方針を策定した上で、スチュワードシップ活動を含む受託責任を適切に果たすことができると見込まれる運用機関を選定し、当該機関に一任しております。また当社の担当部門は、当該運用機関に対し定期的な報告を求め、運用成績や体制等について確認を行っております。
確定拠出型年金制度については、対象となる役職員に対し、運用機関及び運用商品に係る教育機会の提供を適宜行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】
⑴ 経営理念等、経営戦略、経営計画
当社は経営理念、経営戦略、中期経営計画を定め、当社ウェブサイトで開示しております。
経営理念（https://www.hds.co.jp/company/idea/）
経営戦略・中期経営計画（https://www.hds.co.jp/ir/management_policy/strategy/）

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

⑶ 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
基本報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、職務の内容等を勘案した上で、代表取締役会長　伊藤光昌に一任し決定しております。賞与については、各事業年度の業績（当期純利益額の4%を目処）及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、支給議案を株主総会へ付議し、決議することとしております。なお、個人への配分については代表取締役会長　伊藤光昌に一任し決定しております。役員退職慰労金については、当社の役員規程に定める基準に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給しております。
また、報酬額については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役報酬関係】」及び有価証券報告書に開示しております。

⑷ 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役を新任または再任するときは、代表取締役が知識・経験・能力・専門性等を総合的に勘案した上で候補者を指名し、取締役会の承認を経て、株主総会決議により決定しております。
監査役の選任については、取締役会が推薦し、監査役会の協議・同意を得たうえで、株主総会へ付議することとしております。
社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当該社外役員候補者自身及びその者が所属する会社等と当社との人的関係、資本関係、取引関係を総合的に勘案した上で、当該社外役員候補者が独立した立場で求められる機能及び役割を果たすことができると判断した場合に、候補者として指名しております。

⑸ 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明
取締役、監査役候補者を株主総会に付議する際には、略歴を記載し、能力・経験等の判断材料を提供するとともに、選任理由を参考書類に記載する方法で開示しております。

(6)経営陣幹部の解任を行うに当たっての方針と手続
当社の経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為またはその恐れがある行為を行った場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由等が生じた場合には、事前に社外取締役に対し解任の理由について説明を行い、意見を聴取する機会を経た上で、取締役会で決議することとします。

【補充原則4-1-1】
法令、定款、取締役会規程に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役に委ねています。また、当社は執行役員制度を採用し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう職務権限規程に定めた決裁権限にもとづき業務を遂行しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選定に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準にもとづき、各項目への該非判定を行った上で、総合的な判断を加え選定しております。当該内容は、独立役員届出書、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役関係】」で開示しております。

【補充原則4-11-1】
当社は定款において取締役の員数を15名以内と定めております。また、取締役の選任にあたっては、当社が国際的に展開する技術・技能集団であることを勘案し、経営全般、製造、開発、営業等に係る専門能力と知見を有する業務執行取締役と、他社、他業界、国際面などでの豊富な経営経験を有する社外取締役・取締役で構成することを基本方針としております。取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3－1(ⅳ)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役・監査役の兼任の状況は、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-14-2】
取締役及び監査役がその役割を果たす上で必要な知識と情報を得られるよう、経営全般・会社法制等に係る外部研修の受講、事業理解を深めるための重要な会議への出席、主要な施設の視察、子会社への訪問等の機会を提供し、その費用を会社が負担しております。

【補充原則5-1-1】
当社は株主・投資家の皆様を重要なステークホルダーと位置づけ、建設的な対話を促進する体制を整備し取り組むことが上場企業としての責務と考えています。このため、IRを担当する執行役員を定め、IR部門が他の関係部署と密接な連携を図りながら、合理的な範囲で積極的な活動を行っております。具体的には、機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会、株主工場見学会、機関投資家との小集団または個別ミーティングの開催、ウェブサイトの充実などを通じ、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KODENホールディングス	33,490,700	34.79
ナブテスコ株式会社	9,160,200	9.51
野村信託銀行株式会社(信託口)	8,490,200	8.81
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,175,287	7.45
トヨタ自動車株式会社	4,379,400	4.54
伊藤　典光	2,841,600	2.95
管理信託(A030)　受託者　株式会社SMBC信託銀行	1,856,800	1.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,712,600	1.77
伊藤　光昌	1,067,800	1.10
公益財団法人ハーモニック伊藤財団	1,000,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 治彦	他の会社の出身者											
酒井 進児	他の会社の出身者											
中村 雅信	他の会社の出身者											
福田 善夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 治彦	○	―――	三井物産株式会社の要職を歴任された、企業経営に係る豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言、監督いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 （独立役員について） 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

酒井 進児	○	―――	トヨタグループの要職を歴任された、企業経営に係る豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言、監督いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 （独立役員について） 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。
中村 雅信	○	―――	大手銀行･証券会社の要職を歴任された、企業経営に係る豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言、監督いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 （独立役員について） 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。
福田 善夫	○	―――	帝人株式会社及び帝人グループの要職を歴任され、企業経営に係る豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験を有しております。また、戦略企画、合弁設立、M&Aなどに関する高い知見を有していることから、国際的に展開する当社グループの経営全般に対し、独立した立場から適切な提言と監督をいただくことで当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 （独立役員について） 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査計画に関する意見交換を行うとともに監査結果報告を受け、その内容に関する討議並びに監査内容の評価を行うなど、相互の連携を図っております。さらに、その他必要に応じ、相互の情報交換や打合せを適宜実施し、監査の充実に向けた連携の強化を図っております。
また、内部監査については、内部統制監査室がその任にあたっており、室長1名と監査員4名が事前に計画された監査日程に基づき当社及び子会社に対し、年間を通じた内部監査を実施しております。
内部監査によって抽出された事項は、内部統制監査室長によって監査役会に報告される体制を整備しているとともに、会計監査人と内部統制監査室も監査のプロセスの中で定期的なコミュニケーションを図るなど、監査役会、会計監査人、内部統制監査室は、相互に情報を共有し、密接な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横越 善嗣	他の会社の出身者							△						
大橋 重人	他の会社の出身者													○
今里 栄作	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横越 善嗣	○	2005年5月から2005年12月までは当社のメインバンクである株式会社UFJ銀行（現三菱UFJ銀行）の執行役員、2006年1月から2007年4月までは株式会社三菱東京UFJ銀行（現三菱UFJ銀行）の執行役員、2007年5月から2008年12月までは同行の常務執行役員に就任しておりましたが、退任後約11年が経過しております。	大手銀行グループにおける豊富な経営経験と幅広い見識を有しておられます。また、他社で常勤監査役を務められていたことから監査業務についての豊かな経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化いただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 （独立役員について） 同氏は、過去に当社メインバンクの業務執行者でありましたが、退任後すでに約11年が経過しており、同氏の招聘は、金融機関からの要請等にもとづいたものではなく、同氏が有する豊富な経営経験と幅広い見識、大手石油会社の常勤監査役としての経験による監査業務に係る財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査に活かすべく、当社が独自の判断で行ったものです。さらに、当社は複数の金融機関と取引きがあり、当社が経営の意思決定を行うにあたり特定の金融機関から影響を受けることはありません。また、同氏が常勤監査役を務めていたコスモ石油株式会社及びコスモ石油グループ各社と当社の間には重要な取引はないことから、これらを総合的に勘案し、同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。
大橋 重人		当社の大株主である株式会社KODENホールディングスの100%子会社である東京航空計器株式会社の取締役会長であります。	当社と同様の開発型の製造業である東京航空計器株式会社における豊かな経験と高い見識を有しておられますので、独立した立場から当社のコーポレートガバナンス体制を強化いただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。

今里 栄作	○	2010年5月から2014年6月まで当社のメインバンクである株式会社三菱UFJ銀行を傘下に持つ株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員に就任しておりましたが、退任後6年が経過しております。 2019年度の当社の株式会社三菱UFJ銀行からの借入金残高は22億円であり、当社総資産に占める比率は2.42%です。 また、同氏は2014年6月まで三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の専務執行役員に就任しておりましたが、退任後6年が経過しております。2019年度の同社との取引額は僅少です。	大手証券会社における豊富な経営経験と幅広い見識を有しておられることから、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化いただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 (独立役員について) 同氏は、当社のメインバンクである株式会社三菱UFJ銀行を傘下に持つ株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者でありましたが、退任後すでに6年が経過しており、また、当社と取引のある証券会社の業務執行者でありましたが、退任後すでに6年が経過しております。同氏の招聘は、金融機関または証券会社からの要請等にもとづいたものではなく、同氏が有する豊富な経営経験と幅広い見識を当社の監査に活かすべく、当社が独自の判断で行ったものです。さらに、当社は複数の金融機関及び証券会社と取引きがあり、当社が経営の意思決定を行うにあたり特定の金融機関や証券会社から影響を受けることはありません。 また、同氏が現在社外取締役を務めている丸三証券株式会社と当社の間には重要な取引はないことから、同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、各事業年度の業績(当期純利益額の4%を目処)及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、株主総会への付議内容を取締役会で決議し、その後株主総会で決議いただくこととしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【役員報酬の内容】

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日)の役員報酬の内容は以下のとおりです。
・取締役の年間報酬額 268,567千円(うち社外取締役 53,002千円)
・監査役の年間報酬額 89,291千円(うち社外監査役 36,941千円)
(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額(取締役分 32,827千円、監査役分 4,140千円)を含めております。
3. 取締役の業績連動報酬につきましては、当期の業績(単体当期純利益額の4%を目処)及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、取締役会において決議した2020年度定時株主総会への上程額を記載しております。なお、当期純利益を指標としている理由は、取締役賞与は業績に連動させることが望ましいとの考えのもと、指標としての分かりやすさ、1株当たり当期純利益との連動性が高いこと

などを総合的に勘案し採用したものです。なお、2020年度の単体当期純利益額は18億68百万円であり、これに4%を乗じた額を取締役賞与議案の上程額の目処としております。
4. 対象となる役員の員数には当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役4名を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針
取締役の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値の増大並びに各事業年度の業績向上を図る職責を負うことを勘案し、固定報酬となる基本報酬と年度の業績に連動した賞与、退任時に支給する役員退職慰労金で構成する。なお、社外取締役には役員退職慰労金を支払わず、基本報酬と賞与を支払うこととする。

2.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、2018年6月21日開催の2017年度定時株主総会で決議された報酬額（3億円）の範囲内において、代表権の有無、役位、職責に応じて、当社の業績、執行役員を含む従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各期の業績（単体当期純利益額の4%を目処）及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、取締役会の決議を経て、株主総会において決定する。なお、支給は年1回とする。

4.固定報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役報酬は、固定報酬、業績連動賞与、役員退職慰労金によって構成されており、賞与の財源となる当期純利益は業績に応じて変動するため、事前に報酬の種類別割合は決定せず、3項による各期の賞与決定額によって事後的に決定されるものとする。

5.役員退職慰労金の額の決定に関する方針
業務執行取締役に係る役員退職慰労金は、役員規程に定める基準（退任時の最終報酬月額×役位別在任年数×役位別倍率）に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給する。なお、在職時の功績が顕著であったことによる功労加算については、取締役会の決議により代表取締役会長（現在は伊藤光昌）にその決定を一任することを可能とする。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
業務執行取締役の個人別の報酬額については、各取締役の代表権の有無、役位、職責、貢献度などを勘案の上、代表取締役会長（現在は伊藤光昌）が原案を立案し、代表取締役社長（現在は長井　啓）との協議を経た上で、その決定を代表取締役会長（現在は伊藤光昌）に一任する。
社外取締役の個人別の報酬額については、各社外取締役の職責、取締役会への出席状況、各種会議での発言や提言内容などを勘案・評価し、各社外取締役との協議を経た上で決定することにつき、代表取締役会長（現在は伊藤光昌）に一任する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートにつきましては、取締役会の事務局を担当している経営企画本部　経営支援・IRグループが、必要に応じて適宜実施する体制をとっております。
また、社外監査役のサポートにつきましては、内部統制監査室及び監査役室が、必要に応じて適宜実施する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
笹原　政勝	顧問	当社技術・開発に関する助言	常勤、報酬有	2011/6/17	原則2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会制度を採用しており、会社法に定める監査役会設置会社に基づく機関制度を基本としております。当社では、以下のような体制を構築していることにより、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えており、現行の体制が有効であると判断しております。

1. 業務執行、監督の機能と状況
取締役会は9名で構成されており、うち4名が社外取締役であります。社外取締役は、自身の企業経営に係る経験や見識に基づき、業務執行取締役に対し独立した立場で、当社経営の監督機能等を発揮しております。
さらに当社では、2003 年6 月より、業務執行に対する監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会が担う戦略策定、意思決定、監督機能と、執行役員が担う業務執行機能の分離を明確にしております。また、業務執行における重要な事項や課題は、月に1回開催している執行役員会議において審議しております。

加えて、取締役会の諮問機関として、国内外の有識者で構成する取締役会諮問委員を選任し、経営上の課題に対し定期的な助言を得ております。

2. 監査の状況
監査役会は4名（うち3名が社外監査役）で構成されており、各監査役が監査役会において定めた監査方針、監査計画にもとづき、取締役会の職務の執行の監査、取締役会やその他重要な会議に出席、重要な決裁書類の閲覧、事業所及び子会社の往査などを実施しており、経営執行状況を定常的に監査しております。
内部監査につきましては、内部統制監査室がその任にあたり、内部統制システムの有効性に係る検証や評価を行っております。また、内部統制監査室は監査役と定常的な情報交換を行うことで、相互の連携の強化による監査の充実を図っております。
加えて、経営企画本部　経営支援･IRグループが事務局を務め、社長が各部門責任者の業務執行状況を直接監査する「社長監査」を年2 回実施し、経営計画の進捗やリスクマネジメントの状況等を監視しております。

3. 会計監査人による監査の状況
会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人により、監査契約に基づいた厳格な会計監査が行われており、監査結果についての意見交換、改善などの提言を受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

上記2項に記載の通り、現状のコーポレート･ガバナンス体制は有効に機能していると判断していることに加え、社外取締役、社外監査役及び独立役員の選任数についても、当社の企業規模及び取締役会並びに監査役会の構成員数等を勘案すれば、既に十分な選任状況にあると考えているため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では従来より、集中日を回避した株主総会開催日を設定しております。具体的には、2018年度定時株主総会は2019年6月21日に、2019年度定時株主総会は2020年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2016年度定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使制度を導入しております。具体的には、直接URLを入力して「議決権行使ウェブサイト」にIDとパスワードでログインのうえ議決権を行使いただく方法とスマートフォン、タブレットから「ネットで招集」にログインいただいたあと議決権行使書に記載のQRコードを読み取り、ID、パスワード無しで容易に議決権を行使いただける「スマート行使」の2通りの方法を導入し、パソコンからだけでなくスマートフォン、タブレットなどからも議決権を行使いただける環境を提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年度定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加し、国内外の機関投資家の皆様へ適確な議決権行使環境を提供しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2017年度定時株主総会より、株主総会参考書類の英文抄訳を東京証券取引所とICJ（議決権電子行使プラットフォーム運営会社）へ提出・公表するとともに、当社ウェブサイトへも掲載しております。
その他	・株主の皆様の利便性の向上及び議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集ご通知を発送日の10日～14日前を目途にTDnetへ提出・公表するとともに、当社ウェブサイトへも掲載しております。2019年度定時株主総会招集ご通知は発送日の12日前にTDnet及び当社ウェブサイトへ掲載いたしました。 ・株主総会の活性化を図るため、報告事項及び決議事項に関する内容の説明にあたっては、グラフや図表を用いた資料をプロジェクターで投射することにより、視覚的にもその内容を判りやすくすることに努めております。 ・例年、株主総会終了後に会社説明会（事業、製品情報等）を開催し、株主の皆様に当社グループをよりよく知っていただく機会を設けておりますが、2019年度（2020年6月24日開催）については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から止む無く中止致しました。 ・当社ウェブサイト（https://www.hds.co.jp/ir/event/stockholder/）には、招集ご通知、決議ご通知、議決権行使結果、報告事項等に関するプレゼン資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイト（https://www.hds.co.jp/）の株主・投資家情報のIR情報開示方針（https://www.hds.co.jp/ir/management_policy/ir_policy/）に、情報開示方針と適時開示体制を掲載しております。	

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回のアナリスト・機関投資家の皆様を対象とした決算説明会を開催しております。 ■2021年3月期　第2四半期決算説明会 ・開催日：2020年11月18日 10:00-11:00 ・開催方法：テレフォンカンファレンス ・開催内容：第2四半期決算の概況並びに通期業績予想及び今後の展望 ・説明者：代表取締役社長　長井　啓、 取締役 執行役員 経営企画本部長　丸山　顕、 取締役 執行役員 経営会計・財務・税務本部長　上條　和俊 ・参加人数：121名 ■2021年3月期　決算説明会 ・開催日：2021年5月21日 10:00-11:00 ・開催方法：テレフォンカンファレンス ・開催内容：2021年3月期決算の概況、2022年3月期業績予想並びに新中期経営計画及び長期ビジョン ・説明者：代表取締役社長　長井　啓、 取締役　執行役員 経営会計・財務・税務本部長　上條　和俊 ・参加人数：101名 ※資料は、当社ウェブサイト（https://www.hds.co.jp/）の決算説明会（https://www.hds.co.jp/ir/event/accounts/）に掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイト（https://www.hds.co.jp/）には株主・投資家情報（https://www.hds.co.jp/ir/）の項目を設け、IR情報全般について、図やグラフを用いてわかりやすく、且つタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・経営企画担当執行役員がIR責任者としてIR業務全般を統括し、財務・会計・税務担当執行役員協力のもとIR業務を行っております。 ・IR を担当する部署として経営企画本部 経営支援・IRグループを設置し、経営企画担当執行役員指示のもと具体的なIR活動を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念の一項目に「共存共栄」を掲げ、全てのステークホルダーの満足に対して最善の努力をすることを理念としております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地球環境に対する企業の社会的責任を深く認識し、地球環境の保護に努めております。 また、ISO-14001 に基づく環境マネジメントシステムの維持・改善を図っているとともに、環境への取組みの実質的効果をあげるため、設定した目標の達成に向けた活動を展開しております。 環境に係る方針や活動内容は、当社のウェブサイト（https://www.hds.co.jp/csr/environment/）に掲載しております。 また、当社ウェブサイトの環境・社会活動 CSR(https://www.hds.co.jp/csr/)には、CSR基本方針をはじめ、お客様、株主・投資家、社員、社会へ向けた取組みについても掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的に見直しを行い、改善を図ってまいります。

■内部統制システムの整備状況

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社の文書管理規程に従い、適切に保存及び管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)危機・リスク管理規程を制定し、これに従い当社グループ全体のリスクマネジメント体制を構築し管理を行う。
(2) リスクが顕在化した場合については、当社で定める「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」、「危機・リスク管理規程」、「危機管理－危機発生時の行動規範」に従い、適切な対応をとる体制を構築する。
(3) リスク管理に係る責任と権限は以下のように分掌する。
・代表取締役社長は、当社グループの全領域におけるリスク管理体制を構築する権限と責任を有する。
・総務担当の執行役員は、代表取締役社長の指示・監督のもと、当社グループにおけるリスクマネジメント体制の維持・改善を横断的に推進し、管理する。
・執行役員は自己の担当領域について、リスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、把握と管理のための体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は執行役員制度を採用し、取締役会が担う戦略創出・意思決定・監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を分離する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化・迅速化を図る。
(2) 当社では、以下の経営管理システムを用いて、事業の推進の状況とリスクを継続的に監視し、取締役、執行役員、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。
・取締役会（重要な経営方針の決定、中期経営計画及び年度経営計画の達成状況の監視）
・執行役員会議（執行役員の業務執行状況の報告と審議、重要な経営事項の執行の審議及び決定）
・社長監査（社長が各部門責任者の業務執行方針、目標、執行状況を直接監査）
・業務革新会議（月次の業績、業務革新の取り組み等に係る審議）
・関係会社会議（関係会社の経営状況の報告と審議）
・内部監査（業務・会計・品質・環境に係る活動の適正性と効率性を監査）

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び子会社で働く全ての者に対して、「行動憲章」、「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」の徹底を図り、個々人のコンプライアンスに対する高い意識を醸成する。
(2) 当社及び子会社において、万一、コンプライアンスに関連する悪い事態が発生した場合には、その内容及び対処策が総務担当の執行役員を通じて代表取締役社長、代表取締役会長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
(3) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価する。
(4) (1)項、(2)項及び(3)項を確保するための体制として、内部統制監査室を主体とした内部監査員が、当社及び子会社の内部監査を実行することで、業務執行が適正に行われる体制を確保する。
(5) 当社及び子会社は、法令遵守の基本方針を貫き、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」を子会社の従業員に対しても徹底することで、コンプライアンスに対する高い意識を醸成する。
(2)「関係会社管理規程」に従い、子会社に対する適切な管理体制を構築する。
(3) 関係会社会議を定期的に開催することで、子会社の業務執行状況とリスクを継続的に監視する。
(4) 内部統制監査室を主体とした内部監査員が、定期的にグループ会社に対する業務監査を行う。
(5) 当社と子会社との人事交流を図ることで、企業集団としての連携体制をより緊密なものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するための組織を設置し、適切な人員を配置する。

7. 6 の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する組織の人員に係る人事異動、人事評価等は、監査役（会）の同意を得ることを要する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとる。
(2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項を速やかに監査役（会）に報告する体制をとる。
(3) 当社及び子会社の内部監査によって抽出された事項は、内部統制監査室によって監査役（会）に報告される体制をとる。
(4) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役（会）の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うことを要する。
(5) 当社及び子会社からの内部通報は、内部通報制度にもとづき処理され、定期的或いは適宜、取締役（会）及び監査役（会）に報告される体制をとる。また、内部通報者の身分、個人情報等を保護するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役（会）は、当社の会計監査人との間で定期的に意見交換会を行う。

(2) 監査役（会）は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部スタッフの他、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を任用することができ、その費用は会社が負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ　行動憲章」において、反社会的勢力排除に係る以下の基本方針を定めております。
・当社は、反社会的勢力に対して一切妥協せず、断固たる態度を保持する。

なお、上記の行動憲章につきましては、全社員にその内容を周知徹底するため、集合研修等の方法による啓蒙活動を定期的に行うとともに、携帯サイズのカードにして、全社員に配布しております。
また、このほか、反社会的勢力への対応については、社内規程である「内部統制マニュアル」を整備し、具体的な運用を図っております。
加えて、警察や特殊暴力防止対策連合会との連携を通して、反社会的勢力に係る情報提供や、適切な対応方法等についてのアドバイスを受けております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 適時開示に関する基本姿勢
当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、社内規程である「内部者取引管理規程」などに従い適時適切な開示を行うことを基本姿勢としております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況
重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実及び決算情報のいずれの場合も、代表取締役社長によって任命された情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）に集約される体制をとっております。
会社情報の報告を受けた情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）は、関連部署と協議を行った上で、適時開示規則に基づく開示義務情報に該当するか否かなどの判断を行い、代表取締役の承認を得て開示内容や時期などについて決定を行います。
取締役会の決議を要する事項につきましては、決議後速やかに情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）にその決定事実が伝達され、適時開示の実行を決定します。
適時開示の実行を決定した情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）は、当該会社情報の開示手続き及び管理をIR担当部門に指示します。
開示方法は、TDnetへの登録及び必要に応じて報道機関への資料投函などの方法をとっております。また、自社ウェブサイト（https://www.hds.co.jp/）にもTDnetに登録したものと同一の情報を掲載しております。

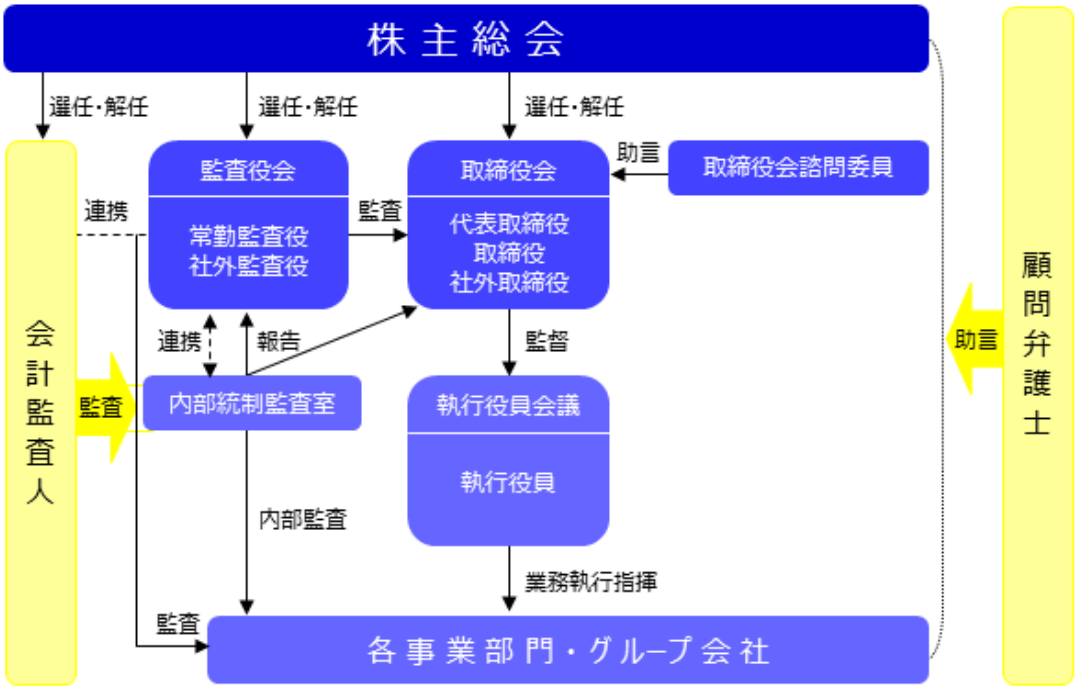
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
常勤監査役
社外監査役
取締役会
代表取締役
取締役
社外取締役
助言
取締役会諮問委員
連携
監査
会計監査人
連携
報告
監督
監査
内部統制監査室
執行役員会議
執行役員
助言
顧問弁護士
内部監査
業務執行指揮
監査
各事業部門・グループ会社